

檜原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年8月10日（月）午後2時00分から午後2時30分
2. 開催場所 リサイクル館かしはら 3階会議室
3. 出席委員（12名）

1 番 安田 宗義（副会長）	2 番 坂口 洋
3 番 北吉 温能	4 番 林田 至玄
5 番 吉川 作衛	6 番 上田 逸朗（会長）
7 番 吉田 昌功	8 番 中川 眞一
10 番 森川 千鶴子	11 番 岡本 和久
13 番 森田 尚子	14 番 谷口 敏彦
4. 欠席委員（2名）

9 番 堀田 雅三	12 番 石井 三智子
-----------	-------------
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件
 - 第3 第2号議案 農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件
 - 第4 第3号議案 農地法第4条農地転用許可申請に関する件
 - 第5 第4号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件
 - 第6 第5号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件
 - 第7 報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件
 - 第8 報告2 農地法第5条農地転用届出に関する件
 - その他 農地中間管理事業に係る農用地賃貸借の解約通知に関する件
 - その他 農地使用貸借に係る解約通知に関する件

6. 会議の概要

事務局

ただ今より、令和8年8月総会を開催いたします。

なお、総会中は、携帯電話をマナーモードにさせていただくか、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

では、はじめに、上田会長からご挨拶をお願いいたします。

上田会長 挨拶

議長

委員の皆様方には、お忙しいところご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。

本日の出席委員は12名であり、法定数に達しておりますので、これより令和8年8月の総会を開会いたします。

なお、9番 堀田雅三委員及び12番 石井三智子委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、本日の議事日程を事務局から申し上げます。

事務局 議案書の議事日程を朗読

議長

これより日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名については、7番 吉田昌功委員、並びに8番 中川眞一委員を指名いたします。お二方よろしく申し上げます。

議長

日程第2、第1号議案、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は3件です。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等につきましては、現地調査の結果を踏まえ、ご説明をお願いいたします。なお、1番から3番は全て売買による所有権移転許可申請

です。事務局からは以上でございます。

議長

第1号議案の案件の内、1番及び2番は小委員会にかかっておりませんので、調査の結果説明を、地区担当農業委員の吉田委員さんからまとめてお願いします。

吉田委員

1番、光陽町***の畑、198 m²は、市立光陽中学校から南西約200mに位置し、**町の** **氏が、**町の** **氏から、売買により譲り受けられるものです。譲受人は、農作業歴があり、年間従事日数も確保されていることから、耕作能力があり適当であると思われます。

2番、東坊城町***の田、181 m²は、近鉄坊城駅から西約400mに位置し、**町の** **氏が、**町の** **氏から売買により譲り受けられるものです。申請地は譲受人の耕作地の隣接地で、譲受人は農作業歴があり、農機具も所有されており、耕作能力があることから適当と思われます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

次に3番は小委員会にかかっております。まず現地調査の結果説明を、地区担当農業委員の中川委員さんからお願いします。

中川委員

3番、観音寺町***の田、1,619 m²外2筆は、京奈和自動車道御所インターから北東約300mに位置し、**町の** **氏が、**町の** **氏から、売買により譲り受けられるものです。現地は、大半が不作付地であり、雑草が繁茂している状態です。

譲受人は、本市における農地の権利取得は初めてですが、過去に他市で農作業歴があり、柑橘類を栽培する計画です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

次に、小委員会での審査の結果説明を、安田副会長からお願いします。

安田副会長

審査では、譲受人が新規就農者であることから、主に営農計画について確認を行いました。

計画では、まず申請地の土作りから着手し、土壌改良を行ったうえで、自宅で育成した果樹の転植や植林を行うこととしており、堅実な計画であると評価しました。

また、周辺の農地に迷惑が及ばないよう、適切な管理を徹底するよう指導するとともに、地域との調和についても助言を行いました。

以上のことから、営農計画の実行性は高く、適当であると思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

以上で、第1号議案、1番から3番の説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

意見なしとの声があがっておりますので採決します。

第1号議案、1番から3番の、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員の賛成によって、第1号議案の1番から3番は許可と決定いたしました。

議長

日程第3、第2号議案、農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件は2件です。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、現地調査の結果を踏まえ、ご説明をお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議長

第2号議案の1番は、小委員会にかかっておりませんので、調査の結果説明を、地区担当農業委員の中川委員さんからお願いします。

中川委員

1 番、一町***の畑、79 m²は、市立新沢小学校から西約 100m に位置し、**市の**
氏が、町の** **氏から、使用貸借により、農地を借り受けるものです。

借人は、農作業歴があり、必要な農機具も確保していることから、耕作能力があり適当か
と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に、2 番は小委員会にかかっております。まず、現地調査の結果説明を、地区担当農業
委員の吉田委員さんからお願いします。

吉田委員

2 番、雲梯町***の田、1,060 m²は、市立金橋小学校から南約 300m に位置し、**郡*
*町の** **氏が、**県**市の** **氏から、使用貸借により、農地を借り受け
るものです。

現地は不作付地であり、雑草が繁茂している状態です。借人は新規就農者で農作業歴はな
く、知人から農機具を借り受け、イモ類を栽培したいと申請されています。ご審議のほど、
よろしくお願いします。

議長

次に、小委員会での審査の結果説明を、小委員会委員の吉川委員さんからお願いします。

吉川委員

審査では、借人が新規就農者であることから、営農計画について確認を行いました。

計画では、申請地が荒廃状態であり土壌の状態が不明なところから、まずはサツマイモや
ジャガイモの栽培を行うこととしています。借人は市外在住ですが、イモ類は頻繁な管理を
必要としないため、通い耕作に適した作物であり、実行可能な計画であると評価をいたしま
した。

また、農地を再生した後は適切に管理するとともに、周辺農家からのクレームが生じない
よう、地域のルールを守り、指導を受けた際には誠実に対処するよう、助言を行いました。

以上のことから、営農計画は実行性があり、適当と思われますので、ご審議のほどよろし
くお願いします。

議長

以上で、第2号議案、1 番及び2 番の説明を終わります。

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

－意見なし－

議長

意見なしとの声が上がっていますので採決いたします。

第2号議案1番及び2番の農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。よって、第2号議案は許可と決定いたしました。

議長

日程第4、第3号議案、農地法第4条農地転用許可申請に関する件を議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第4条農地転用許可申請に関する件は1件です。

1番は、青空駐車場及び公衆用道路として転用したいと申請されたものです。申請地の農地区分は、住宅や公益的施設が連たんしている区域に近接するおおむね10ha未満の区域の第2種農地に該当し、転用可能と考えます。事務局からは以上です。

議長

第3号議案は、小委員会にかかっておりませんので、調査の結果説明を、地区担当農業委員の北吉委員さん、お願いします。

北吉委員

1番、南浦町***の畑、外3筆、実測合計2,752㎡は、市立香久山体育館から西約600mに位置し、**町の**氏が、青空駐車場及び公衆用道路に転用するため申請されたものです。

申請地は、申請人の世帯員が設置中の農業用ハウスの隣接地であり、幹線道路からの出入りが容易で利便性が高いことから選定されました。

近隣への配慮から、申請地の一部に農地を残す計画であり、周辺農地の営農に支障はなく、問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で第3号議案の説明を終わります。

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

意見なしとの声も上がっておりますので採決いたします。

第3号議案、1番の農地法第4条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員の賛成によって、第3号議案1番は、許可相当として、県知事に意見を進達します。

議長

日程第5、第4号議案、農地法第5条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条農地転用許可申請に関する件は2件です。

1番は、売買による所有権移転により、青空駐車場として転用したいと申請されたものです。申請地の農地区分は、住宅や公益的施設が連たんしている区域に近接するおおむね10ha未満の区域の第2種農地に該当し、転用可能と考えます。

2番は、農家住宅として転用したいと申請されたものです。申請地の農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域にある第1種農地ですが、周辺居住者の住宅として集落に接続して設置される場合の、不許可の例外事項に該当し、転用可能と考えます。事務局からは以上でございます。

議長

第4号議案は、いずれも小委員会にかかっておりますので、まず、1番の現地調査の結果説明を、地区担当農業委員の吉田委員さんからお願いします。

吉田委員

1番、光陽町***の畑、459㎡は、市立光陽中学校から南西約200mに位置し、**町の**氏が、会長を務める法人の従業員用駐車場が不足しているため、**町の**氏から売買により譲り受け、青空駐車場として転用するため申請されたものです。

申請地は、法人の事業所の隣地であり、利便性が高いことから選定されました。農地法の不知により、一部造成済みの状況ですが、周辺農地への影響はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に、小委員会での審査の結果説明を、小委員会委員の岡本委員さんからお願いします。

岡本委員

審査では、申請地での事前着手について、今後同様の事態を生じさせないように、厳重に注意を促しました。

なお、先ほどの吉田委員さんからのご説明のとおり、申請地の選定理由等は適切であり、転用事業に問題はありませんので、適当であると思われます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

次に、2番の現地調査の結果説明を、地区担当農業委員の坂口委員さんからお願いします。

坂口委員

2番でございます。飯高町***の田、575㎡の内102.61㎡外1筆は、市立真菅北小学校から北西約900mに位置し、**市**区の**氏が、父である**町の**氏から贈与により譲り受け、農家住宅として転用するため申請されたものです。

申請地は耕作地の対面地で、利便性が高いことから選定されました。転用による周辺農地への影響はなく、問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

次に、小委員会での審査の結果説明を、安田副会長からお願いします。

安田副会長

審査では、田の一部地転用であることから、残地や周辺農地の取水排水について確認を行い、問題がないと判断いたしました。

なお、先ほどの坂口委員さんからのご説明のとおり、申請地の選定等に問題はなく、適当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

以上で第4号議案、1番及び2番の説明を終わります。

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

それでは、採決いたします。

第4号議案、1番及び2番の農地法第5条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員の賛成によって、第4号議案1番及び2番は、許可相当として、県知事に意見を進達します。

議長

日程第6、第5号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案・権利設定に関する件を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件は1件です。

1番の忌部町***の畑、264㎡外3筆は、**市の** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターを介して、**町の** **氏に使用貸借権を新規に設定する計画案で、存続期間は令和18年11月30日までです。事務局からは以上でございます。

議長

以上で、第5号議案についての説明を終わります。

ただ今の説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第5号議案、農用地利用集積等促進計画案・権利設定について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員の賛成によって、第5号議案について、原案のとおり承認し、市長へ回答することに決定します。

議長

日程第7、報告1、農地法第4条農地転用届出に関する件を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告1、農地法第4条農地転用届出に関する件の報告は2件です。

1番、葛本町***の畑、49㎡は、市立耳成西小学校から東約500mに位置し、**町の***氏が、倉庫に転用したいと届け出られたもので、隣接する農地はございません。届出日は令和8年7月1日でございます。

以下、2番は記載のとおりでございますので、ご高覧ください。

事務局からは以上でございます。

議長

以上で報告1の説明を終わります。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思います。いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの声も上がっておりますので、報告のとおりとします。

議長

日程第8、報告2、農地法第5条農地転用届出に関する件を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告2、農地法第5条農地転用届出に関する件の報告は2件です。

1番、石原田町***の田、534 m²は、近鉄耳成駅から北約100mに位置し、**町の** **氏が、**町の** **氏から売買により譲り受け、青空駐車場に転用したいと届け出られたものです。地区担当推進委員の脇山委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。届出日は令和8年7月9日でございます。

2番は1番と連続する土地で記載のとおりでございますので、ご高覧ください。

事務局からは以上でございます。

議長

以上で報告2の説明を終わります。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かご質問・ご意見がありましたらお願いいたします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、報告のとおりとします。

議長

次に、その他の案件、農地中間管理事業に係る農用地賃貸借の解約通知に関する件を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地賃貸借の解約通知に関する件の報告は1件です。

1番、十市町***の田、2,321 m²は、なら担い手・農地サポートセンターを介する賃貸借権が、借人である**町の** **氏と、貸人である**町の** **氏の間で合意解約

されました。解約日は令和8年7月2日です。事務局からは以上でございます。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきしたいと思います。いかがでしょうか。

－意見なし－

議長

ご意見がないようでございますので、報告のとおりといたします。

議長

次に、その他の案件、農地使用貸借に係る解約通知に関する件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地使用貸借に係る解約通知に関する件の報告は1件です。

1番、観音寺町***の田、1,400㎡は、農地法第3条による使用貸借権が、借人である*
*町の** **氏と、貸人である*
*町の** **氏との間で合意解約されました。解約
日は令和8年7月22日でございます。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問、ご意見をいただきしたいと思います。いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりといたします。

議長

以上で、本総会に提出された案件はすべて議了いたしました。

委員各位には、慎重なご審議をいただきましてありがとうございました。

これをもって、8月の農業委員会総会を閉会いたします。